別紙１（認可申請書）

令和　　　年　　　月　　　日

北海道運輸局長　殿

（支局長経由不要）

　〒

住　　　　所

氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　(署名又は記名+押印)

連絡先電話番号（必須）

連絡先ファクス（必須）

申請担当者名（必須）

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書

（営業区域の「臨時」の拡大）

このたび、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画の変更をしたいので、道路運送法第１５条第１項及び同法施行規則第１４条の規定により申請します。

記

１　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住　　　　所

氏名又は名称

２　事業の種別

一般貸切旅客自動車運送事業

３　変更しようとする事項

　　営業区域　新　下記旧区域に加え、北海道運輸局管内

　　　　　　　旧 　運輸支局管内又は　　県（県は東北運輸局管内の事業者に限る）

４　運輸上必要である理由

訪日外国人旅行者の増加に伴い、北海道運輸局管内における貸切バス供給力の不足が見込まれることから、臨時的に営業区域の拡大を行う必要があるため。

５　期間（※始期については４月１日以降とし、認可日即日を希望する場合は空欄とすること。）

令和　　　年　　　月　　　日から令和**６**年**３**月**３１**日まで

６　適用する運賃及び料金　（□のいずれかにチェックすること）

□　既に届出済みの運賃及び料金（適用臨時営業区域：北海道運輸局管内）

□　別添運賃料金設定届出書のとおり（適用臨時営業区域：北海道運輸局管内）

７　添付書類

①運行管理等計画書　②安全性評価認定証の写し　③運賃料金設定届出書（東北管内事業者限る）

|  |
| --- |
|  |

（官庁使用欄）

認　可　書

北自旅一第　　　　　号

以下の条件を付し、上記申請のとおり認可する。

条件

１　取扱旅客は、訪日外国人旅行者に限る。

２　拡大した営業区域内を運行する事業用自動車には、本認可書の写しを備え置くとともに、当局職員から請求があったときはこれを提示しなければならない。

３　認可を受けた内容（運行管理等計画書記載内容を含む）を変更しようとするときは、あらかじめ届け出ること。

４　別紙の輸送実績報告書を令和６年２月１５日までに北海道運輸局長あて提出すること。また、臨時の報告を求められた場合は所定の期日までに報告を行うこと。

５　公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効（以下「認定の取消等」という。）があった場合には、認定の取消等の後１ヶ月以内に臨時営業区域の設定を行わない旨の事業計画とする事業計画変更認可申請をしなければならない。

６　この認可は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

７　本条件に違反した事実が判明した場合は、認可を取り消すことがある。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　北海道運輸局長

**運　行　管　理　等　計　画　書**

（用紙が足りない場合は適宜追加のこと。営業所が複数となる場合は営業所毎に計画書を作成のこと。）

１　運行管理及び整備管理を行う営業所　（※既認可営業所の内容を記載すること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 位置 |  |

２　運行管理・整備管理の体制　（複数選任の場合は全て記載のこと）

|  |  |
| --- | --- |
| 運行管理者名 |  |
| 整備管理者名 |  |

３　遠隔地の運転者への運行指示書の交付・受領方法

|  |  |
| --- | --- |
| 交付・受領 |  |

４　点呼が確実に実施できる体制

|  |  |
| --- | --- |
| 遠隔地における  点呼実施者 |  |
| 遠隔地における  点呼実施方法 |  |
| 飲酒等の確認方法 |  |
| 健康状態の把握方法 |  |
| 日常点検実施者 |  |
| 日常点検実施場所 |  |

５　期間中の事業用自動車の保管場所並びに乗務員の休憩・睡眠場所

|  |  |
| --- | --- |
| 事業用自動車の保管場所 | 乗務員の休憩・睡眠場所 |
|  | 乗務員携帯電話番号： |

※　泊まりの際の車両保管場所、休憩・睡眠場所についてのみ記載すること。

具体的な地番は不要。

(例）保管場所＝○○ホテル駐車場　休憩・睡眠施設＝○○ホテル客室

※　日帰り運行（上記１の本来の営業所に帰還する）の場合は「日帰り」と記載のこと。

６　拡大営業区域を運行する事業用自動車

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自動車登録番号 | 自動車検査証上の乗車定員 | 車種区分（○印付与） |
|  | 名 | 大型・中型・小型 |
|  | 名 | 大型・中型・小型 |
|  | 名 | 大型・中型・小型 |
|  | 名 | 大型・中型・小型 |
|  | 名 | 大型・中型・小型 |

※　認可後変更が生じた場合はあらかじめ届け出ること

北海道運輸局長　殿

宣　　誓　　書

１　当社の役員には道路運送法第７条各号に該当する者はおりません。

２　当社は、道路運送法(昭和２６年法律第１８３号)、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和４５年法律第７５号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）等の違反により申請日前３ヶ月間に５０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けて（法人であるものが処分を受けた場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者が当社の役員となっていないことを含む。）おりません。

３　当社は、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前６ヶ月間に５０日車を超え１９０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けて（法人であるものが処分を受けた場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者が当社の役員となっていないことを含む。）おりません。

４　当社は、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前１年間に１９０日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けて（法人であるものが処分を受けた場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者が当社の役員となっていないことを含む。）おりません。

５　当社は、申請日前１年間に自らの責に帰する重大事故を発生させておりません。

６　当社は、申請日前１年間に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がありません。

７　当社は、旅客自動車運送事業報告規則（昭和３９年運輸省令第２１号）及び自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）に基づく各種報告書の提出を適切に行っております。

※　事業報告書及び輸送実績報告書の提出年月日を以下に記載のこと。

|  |
| --- |
| 1. 事業報告書（決算日　　　月　　　日） 　　平成・令和　　　年　　　月　　　日   ②　輸送実績報告書（令和４年度分）　 　　　平成・令和　　　年　　　月　　　日 |

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

事実に反した場合は、許可の取消等の処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

令和　　　年　　　月　　　日

住　　所

名　　称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　㊞